

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

川越市脇田本町一 八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社成城石井 代表取締役 大久保恒夫

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号

横浜西口加藤ビル五階 外 計五社

（変更後）株式会社成城石井 取締役社長 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号

横浜西口加藤ビル五階 外 計六社

ハ 変更年月日

平成二十二年八月二日外

二 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課